

新任介護職員定着支援事業補助金について【運用基準】

1. 募集定員

予算の範囲内で決定する。

2. 対象となる介護職員について

介護経験が概ね3年未満の経験の浅い、資格のない職員。

3. 補助対象経費等について

- ・介護職員初任者研修を修了するまでの賃金及び研修受講経費とする。
当該研修は各年度の4月1日以降に開始し、当該年度内（3月31日まで）に全課程が終了するものとする。
- ・賃金は、次により算定する。
対象経費（賃金）＝1時間当たりの賃金額×研修受講に要した時間
（注1）「1時間当たりの賃金額」は、時間外労働等に対する割増賃金を計算するにあたっての1時間当たりの賃金額（割増前の額）とする。
（注2）「研修受講に要した時間」は、賃金が支給されている時間に限る。なお、研修の受講時間のほか、通学に要した時間を含めることができる。
- ・上記賃金以外に、研修受講のため通学に要する交通費についても対象とする。
- ・研修受講経費は、入学金、受講料、教材費を補助対象経費とする。
- ・賃金のみ、または研修受講経費のみを補助対象経費として申請しても差し支えない。

4. 補助金額

基準額 300千円

5. 事業の中止、又は廃止について

下記の事由により事業の中止、又は廃止した場合は、既に交付した補助金の一部、又は全部の返還を求める場合がある。（災害その他やむを得ない事由がある場合を除く）

（補助金の一部、又は全部の返還を求める主な場合）

イ. 養成機関を正当な理由なく退学、又は休学した場合

ロ. 勤務先を退職した場合

ハ. 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により修学できなくなった場合

この場合、交付決定を受けた法人等は、関係書類を添付し遅滞なく知事の承認を受けなければならない。

6. 消費税等に係る報告について

事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式第3により速やかに報告のこと。なお、当該仕入控除税額の一部又は全部を県に納付させることがある。

7. その他

交付申請、変更交付申請及び、事業実績報告に添付する書類等については別紙のとおりとする。